第三十七条の七第一項において準用する第十七条第六項	第一項後段	改正法附則第三十条第一項後段
	一般ガス事業を	指定旧供給地点小売供給を
	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第一項において準用する第十七条第七項から第十七項まで	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第一項において準用する第十八条の見出し	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第一項において準用する第十八条第一項	前条第一項	改正法附則第三十条第一項
	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款
	同条第四項	第三十七条の七第一項において準用する第十七条第四項
第三十七条の七第一項において準用する第十八条第二項	供給約款	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第一項において準用する第十九条の見出し	供給約款等	指定旧供給地点小売供給約款
第三十七条の七第一項において準用する第十九条	第十七条第一項	改正法附則第三十条第一項
	供給約款の	指定旧供給地点小売供給約款の
	同条第四項	第三十七条の七第一項において準用する第十七条第四項
	、若しくは	、又は
	、又は第十七条第十二項の規定により選択約款の届出をしたときは、その供給約款又は選択約款	は、その指定旧供給地点小売供給約款

第四十七条の六第一項第一号	第三条、第八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む）、第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む）又は第三十七条の二	第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項
第四十七条の六第一項第二号	第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む）、第十七条第五項、第十項若しくは第十三項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む）、第十八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む）、第二十二条第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む）、第二十二条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む）、第二十二条の四第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む）、第二十二条の五第五項（同条第八項において準用する場合を含む）、第二十三条第四項、第二十五条の二第一項（第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む）若し	第三十七条の七第一項において準用する第十七条第五項若しくは第十項又は第十八条第一項